

2021
No.137 11

広報うるぎ

- ホームページ <http://www.urugi.jp>
- Eメール somu@urugi.jp
- 総務課 somu2@urugi.jp
- 産業課 sangyo@urugi.jp
- 住民課 jumin@urugi.jp
- 教育委員会 kyoiku@urugi.jp

発行・編集／売木村役場総務課
印刷／龍共印刷株式会社



9月14日 小中学校運動会 玉入れ 2021

主な内容

- 令和2年度 決算概要……2～4
- 議会だより……5～6
- 11月は児童虐待防止推進月間です！……7
- ワクチン接種を考えよう……8
- 信州防災アプリ……9
- 売木村簡易水道の設備を更新 他……10
- 各種相談窓口のお知らせ 他……11
- うるぎダイアリー……12



私たちの村（令和3年9月末時点）

人口 515人／男 238／女 277／世帯数 268戸／交通死亡事故ゼロの日 3,636日

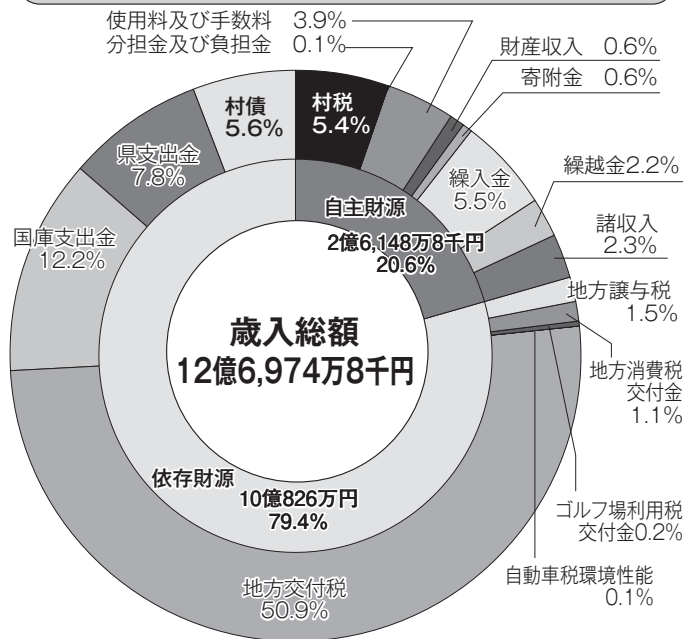
令和2年度 決算概要

令和2年度一般会計及び特別会計の決算が第3回定例議会で認定されました。一般会計及び特別会計の歳入総額は17億3,510万7千円、歳出総額16億8,967万8千円でした。

(単位:千円)

区 分	R2決算額	対前年比	
		増減額	増減率
村 税	68,156	△ 1,876	△ 2.7
地 方 譲 与 税	19,069	3,774	24.7
利 子 割 交 付 金	31	△ 2	△ 6.1
地方消費税交付金	13,421	2,373	21.5
ゴルフ場利用税交付金	2,854	△ 939	△ 24.8
自動車税環境性能割交付金	808	405	100.5
自動車取得税交付金		△ 1,664	△ 100.0
法人事業税交付金	140	140	
地方特例交付金	540	△ 735	△ 57.6
配 当 割 交 付 金	139	△ 12	△ 7.9
株式等譲渡所得割交付金	159	73	84.9
地 方 交 付 税	646,439	27,818	4.5
分担金及び負担金	1,255	△ 1,481	△ 54.1
使用料及び手数料	49,990	△ 5,486	△ 9.9
国 庫 支 出 金	154,301	107,121	227.0
県 支 出 金	99,675	7,342	8.0
財 産 収 入	8,253	△ 3,404	△ 29.2
寄 附 金	7,459	677	10.0
繰 入 金	69,666	△ 33,671	△ 32.6
繰 越 金	27,943	△ 27,965	△ 50.0
諸 収 入	28,766	2,231	8.4
村 債	70,684	△ 27,810	△ 28.2
合 計	1,269,748	46,909	3.8

一般会計 歳入総額 12億6,974万8千円



利子割交付金 0.0% 法人事業税交付金 0.0% 地方特例交付金 0.0%
 配当割交付金 0.0% 株式等譲渡所得割交付金 0.0%

主な増減の要因

(単位:千円)

区 分	増減額	主 要 因 (数値は増減)
地方交付税	27,818	普通交付税36,028、特別交付税△8,210
国庫支出金	107,121	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金59,784
繰入金	△ 33,671	財政調整基金繰入△65,477、減債基金繰入30,840
繰越金	△ 27,965	繰越金△27,686
村 債	△ 27,810	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債△9,700、過疎対策事業債△8,400、学校教育施設等整備事業債△3,700

基金(貯金)残高

(単位:千円)

会 計	R2決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	590,519	△ 53,811	△ 8.4
特 別 会 計	145,826	△ 7,529	△ 4.9
合 計	736,345	△ 61,340	△ 7.7

村債(借金)残高

(単位:千円)

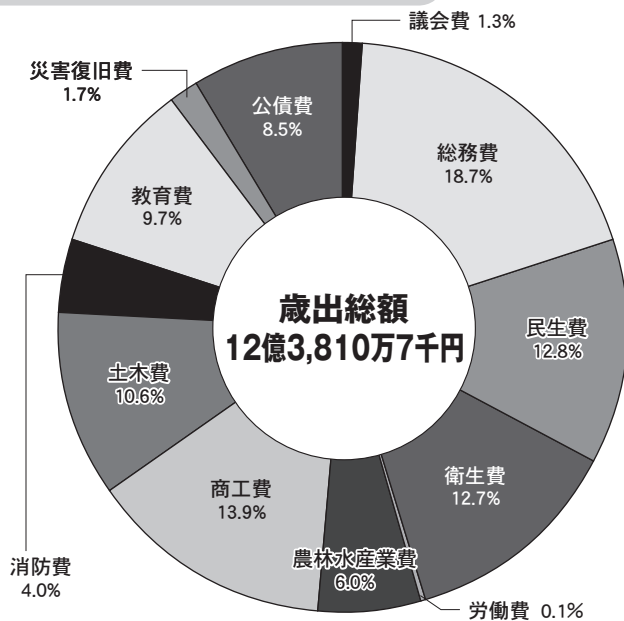
会 計	R2決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	835,585	△ 32,538	△ 3.7
特 別 会 計	458,453	20,018	4.6
合 計	1,294,038	△ 12,520	△ 1.0

一般会計 歳出総額 12億3,810万7千円

目的別

(単位:千円)

区 分	R2決算額	対前年比	
		増減額	増減率
議会費	16,028	△ 809	△ 4.8
総務費	231,974	13,386	6.1
民生費	158,750	15,297	10.7
衛生費	156,747	17,115	12.3
労働費	1,076	464	75.8
農林水産業費	73,771	△ 1,762	△ 2.3
商工費	171,818	13,200	8.3
土木費	130,936	△ 21,653	△ 14.2
消防費	49,053	20,624	72.5
教育費	119,553	△ 11,016	△ 8.4
災害復旧費	23,550	△ 978	△ 4.0
公債費	104,851	△ 658	△ 0.6
合計	1,238,107	43,210	3.6



主な増減の要因

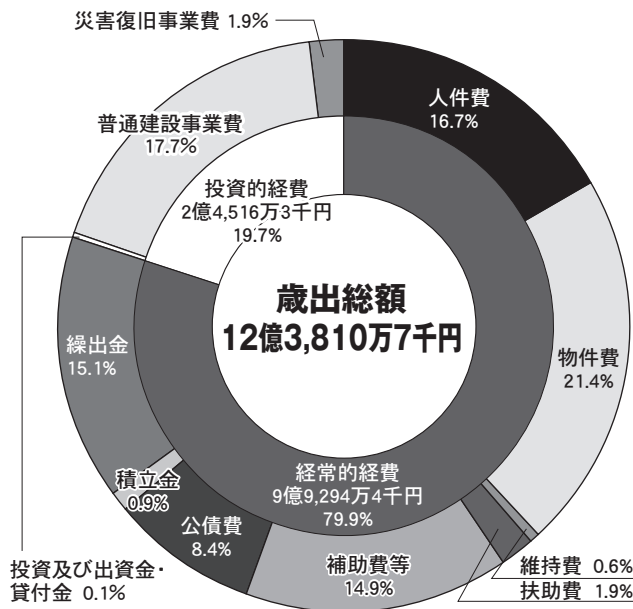
(単位:千円)

区 分	増減額	主な要因 (数値は増減)
総務費	13,386	定額給付金52,800、職員給与△9,533、財政調整基金積立△17,989
民生費	15,297	新型コロナウイルス感染症対策関連5,337、デイサービス特殊浴槽更新7,910
衛生費	17,115	ごみ集積所増設工事3,070、広域ごみ処理施設負担金1,858、診療施設会計繰出11,605
土木費	△ 21,653	村道補修工事△9,988
消防費	20,624	防災倉庫建設工事16,500

性質別

(単位:千円)

区 分	R2決算額	対前年比	
		増減額	増減率
人件費	207,326	29,082	16.3
物件費	264,957	△ 52,456	△ 16.5
維持費	7,800	△ 561	△ 6.7
扶助費	24,756	△ 395	△ 1.6
補助費等	184,634	65,837	55.4
公債費	104,851	△ 658	△ 0.6
積立金	11,657	△ 17,337	△ 59.8
繰出金	186,963	32,995	21.4
投資及び出資金・貸付金	2,360	△ 1,240	△ 34.4
普通建設事業費	219,253	△ 11,079	△ 4.8
災害復旧事業費	23,550	△ 978	△ 4.0
合計	1,238,107	43,210	3.6



●地方消費税引き上げ分の用途について

地方消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収分は、地方税法に基づき全て老人福祉費へ充当しています。

『歳入』

地方消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収分 6,938千円

『歳出』

(単位:千円)

事業名			経費	財源内訳		
(款)	(項)	(目)		特定財源	一般財源	
					地方消費税交付金(引き上げ分)	その他
民生費	社会福祉費	老人福祉費	76,549	12,686	6,938	52,925

会 計 別 決 算

(単位：千円)

会 計 名	歳 入			歳 出			
	R2決算額	対前年比		R2決算額	対前年比		
		増減額	増減率		増減額	増減率	
一 般 会 計	1,269,748	46,909	3.8	1,238,107	43,210	3.6	
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	54,487	△ 7,703	△ 12.4	49,584	△ 8,806	△ 15.1
	直営診療所特別会計	64,639	△ 6,476	△ 9.1	63,301	△ 7,740	△ 10.9
	水道事業特別会計	79,052	9,761	14.1	78,552	9,262	13.4
	後期高齢者医療特別会計	8,785	△ 266	△ 2.9	8,785	△ 266	△ 2.9
	下水道事業特別会計	67,510	21,596	47.0	67,510	21,600	47.0
	介護保険特別会計	137,209	6,140	4.7	130,741	15,993	13.9
	介護サービス特別会計	53,676	9,718	22.1	53,099	9,714	22.4
合 計	1,735,106	79,679	5	1,689,679	82,967	5.2	

財 政 指 標 状 況

(単位：%・千円)

項 目	R2	R元	説 明
財政力指数	0.12	0.12	この数値が1に近いか1を超えるほど財政力が強いと見る。※前3年平均
実質収支比率	4.1	4.1	一般的に黒字額は、標準財政規模の3～5%が望ましい。
経常収支比率	87.1	93.8	財政構造の弾力性を判断する指数、通常70%程度に収まることが妥当。
標準財政規模	644,326	603,132	標準的行政水準を維持するために必要な経費に見合う財源。

財 政 健 全 化 判 断 比 率

指 標	比 率	説 明	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	一般会計、国民健康保険・上下水道等の特別会計、全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	20.0%	40.0%
実質公債費比率	11.7%	標準財政規模に対して、一般会計や上下水道等の公営企業会計、全ての会計が負担する実質的な公債費（元利償還金）の比率	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債（上下水道等の公営企業会計を含む）の標準財政規模に対する比率	350.0%	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率について、それぞれ赤字額がありませんでした。

指 標	簡易水道特別会計	下水道事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※両会計とも資金不足額がありませんでした。

(注) 図表中の数値につきましては、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

議会だより

売木村議会定例会

令和3年第3回売木村議会定例会が9月13日から22日までの10日間の会期で開催されました。付議事件26件が上程され、いずれも原案どおり可決・承認されました。主な内容は次のとおりです。

①令和2年度決算に係る健全化判断比率の報告について
②物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

③令和3年度売木村国民健康保険特別会計（国民健康保険事業）補正予算（第2号）について（10、903千円増額）（診療所分特別調整交付金繰出7、000千円）
④令和3年度売木村介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）について（7、778千円増額）（電子カルテシステム導入7、330千円）

②売木村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について

③令和3年度売木村国民健康保険特別会計（診療施設事業）補正予算（第2号）について（7、778千円増額）（電子カルテシステム導入7、330千円）

③売木村薪ステーションの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

④令和3年度売木村介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）について（77千円増額）（繰越金77千円）

④売木村野営場施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

⑤令和3年度売木村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について（440千円増額）（電源立地地域対策交付金事業設計委託440千円）

⑤売木村体育施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

⑥令和3年度売木村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（220千円増額）（施設修繕工事220千円）

⑥売木村介護保険条例の一部を改正する条例制定について

⑦令和3年度売木村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（220千円増額）（施設修繕工事220千円）

報 告

①令和2年度決算に係る健全化判断比率の報告について

⑤売木村体育施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

⑥令和3年度売木村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について（440千円増額）（電源立地地域対策交付金事業設計委託440千円）

②物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

⑥売木村介護保険条例の一部を改正する条例制定について

⑦令和3年度売木村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（220千円増額）（施設修繕工事220千円）

決算認定

令和2年度一般会計、特別会計（7会計）の決算についてはいずれも認定されました。決算内容はP2～4のとおりです。

補正予算

①令和3年度売木村一般会計補正予算（第3号）について（85、431千円増額）（地方創生テレワーク交付金事業56、243千円、コロナ感染症対策事業者支援商品券配布3、000千円）

⑦令和3年度売木村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（220千円増額）（施設修繕工事220千円）

請 願

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

人 事

教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
永瀬憲一氏 同意

そ の 他

売木村過疎地域持続的発展計画の策定について

一 般 質 問

2番 小林智臣議員

①県道阿南根羽線ホタイバ地籍西側の広葉樹林が県道上に覆い被さっており、大型車両の通行に支障がある。また、先の台風の時には多数の枯れ枝の落下が見受けられた。通行車両及び歩行者の安全確保のためにも早急に環境整備が必要と思われるが、計画はどのようなか。

3番 代田昌子議員

①こまどりの湯への案内が無く観光客が困っているの、バイパスからの案内看板を立てて頂く旨お話しし、早

村長答弁

ご指摘のあった県道阿南根羽線もそうでありますが国道、県道、村道沿いの樹木が道路の通行や環境に影響を及ぼしてきていることは承知しているところであります。村としても財源が限られた中ではありますが、国道沿い、村道沿いの景観整備事業を毎年実施しており昨年は国道418号の山の神からどうろく付近を88万円の事業費で実施したところですが、今年74万円の事業費で、その続きを行う予定です。

小林議員ご指摘の箇所については県に毎年要望をしておりましたが、来年度事業として実施する見込みとなりました。また建設事務所では、本年度中に自治体など道路管理者や電線を管理する電力会社、通信会社などと検討会議を立ち上げて、更なる連携を図っていくとのことですが、

急に対処されるとの回答を頂いたが、1年近く経っても設置されていないのはなぜか。

村長答弁

令和2年12月議会的一般質問で代田議員より、軒川バイパスが完成したことにより、こまどりの湯を始め、各施設への進入路がわかりにくくなっているので、案内看板の設置をすべきとのご意見を頂きました。答弁で私は、来年度から古くなった看板等のリニューアルをしていきたいと思っております。また、バイパスができたことによりこまどりの湯への進入路を始め、各施設がわかりにくくなっておりますので、看板の設置を考えていきたいと思っております。と答えております。令和3年3月議会でも2年度的一般会計補正予算に観光施設リニューアル事業として観光案内板33万円の補正をみとめていただきましたが、年度内にできずに令和3年度に繰越とさせていただきます、いまだにできていないことは、観光事業で村づくりを進める村とし

ては、観光客に対する配慮が欠けており、私の指導不足であります。

現在の状況ですが、案内看板2カ所につきましては、村有地に立てることにして隣接する地権者に承諾を頂きましたので、発注をし、10月中には設置できる予定です。また、こまどりの湯駐車場、道の駅には県産材公共サイン整備事業補助金を活用し、山なみ広場は単独事業ですが、売木ヒノキを使った広域マップ看板を来年1月頃までに立てることになっております。

②株式会社ミダックとの包括連携協定に至った経緯について説明を求め、廃棄物処理業者ということが不安に思っている村民がいる。どのような企業であるか丁寧な説明を求め、また、連携することによって村にどんなメリットが見込まれるのか。今後の具体的な活動を知りたい。

村長答弁

連携協定に至った経緯については、ミダックの役員の方が平成25年に村で始め

た田舎暮らしすすめ塾に最初は塾生として参加し、その後、ロハス体験ステイ、うるぎめぐりと名前が変わり平成30年まで続いておりましたイベントの村の案内人として協力していただいた、そんなご縁から企業版ふるさと納税を立ち上げた今年、ミダックにふるさと納税のお願いに行き、今まで取り組んできた村づくりについて、プレゼンをさせていただきました。3月には納税もしていただきました。

ミダックは浜松市に本社を置き、産業廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分をしている企業です。

連携協定につきましては、SDGsに取り組みミダックの「水と大地と空気をしる、全てがともに栄える、かけがえのない地球を次の世代に美しく渡すために」という経営理念は、自然環境に恵まれた売木村も将来にわたり、この環境を守り育てることが持続可能な村づくりと思っており、ミダックの経営理念に共通するところもあります。連携協定につきましては自

然環境、景観保全、環境教育、森林の活用、産業振興、防災減災に関する活動を相互連携と協働により活動を推進し、地域社会の持続的発展に寄与することを目的としております。

具体的には最初に取り組みたいと思っていることが、ミダックの移動循環式リサイクルカーを活用して苦しんでいる人がいるのに食べ物や捨てる人もいる、考えてみようということや学校給食から食品ロスを減らす教育を浜松市の学校を回り行っている環境教育を売木村で実施していただきたいと思っております。

またミダックでは、SDGsに関する活動に対してサステイナブルライフポイントが社員の個人活動に付与される取り組みも行われております。そのフィールドとして売木村を使っています。例えば、イベントのボランティアに参加する、ごみゼロに参加する、農業体験に参加する等でポイントが得られる取組を考えております。

売木村のメリットとして

は、2030年までに国連加盟国が達成を目指すSDGs（持続可能な開発目標）に取組宣言をする市町村も出てきております。積極的にSDGs推進に取り組みミダックと包括連携協定を結ぶことにより、SDGsの協働体制ができることが期待できます。企業版ふるさと納税など企業による村づくり事業への支援、関係人口、交流人口の増、小規模自治体の運営に民間企業経営の英知をいただける相互の人的交流も期待できるところであります。特にその思いを感じたのは今年の1月に会社訪問をさせていただき、社員の方々の元氣なあいさつ、礼儀に感銘を受けました。日頃からの会社の取組姿勢が垣間見られた瞬間でした。今後、職員の人事交流もできればと思うところで

11月は児童虐待防止推進月間です!

子どもの命を守るため、「虐待かな?」と思ったら迷わず通告・通報しましょう。

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (イチハヤク)

長野県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎026-219-2413

長野県飯田児童相談所 ☎0265-25-8300

『児童虐待』とは、保護者が児童（18歳未満の者）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり法律で禁止されています。『虐待』であるかどうかの判断は、親の認識とはかかわりなく、子どもの自身が『耐え難い苦痛を感じているかどうか』で判断されます。

身体的虐待	なぐる ける やけどを負わせる 激しく揺さぶる 首を絞める など
性的虐待	子どもへの性的行為 性的行為を見せる 性器を触る・触らせる など
ネグレクト	食事を与えない 必要な医療を受けさせない 長時間置き去りにする など
心理的虐待	子どもを傷つけることを繰り返し言う きょうだいと著しく差別的な扱いをする 子どもの目の前で家族に対する暴言や暴力をふるう など

お父さん、お母さんで育児や子育てに不安や悩みがある方は、ひとりで抱え込まず一度相談してください。

売木村住民課 ☎28-2311

長野県子ども支援センター ☎026-225-9330

子どもの未来を守るため虐待のない社会をつくりましょう!

いち はや く
☎ 189
児童相談所
全国共通
3桁
ダイヤル



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

あなたと大切な人を守るため ワクチン接種を考えよう

あなたのため

あなたのため

あなたのため



新型コロナワクチンは発症や重症化を予防する効果があります。
副反応などについても正確な情報を確認し、
あなたと大切な人を守るため、ワクチン接種について考えてみませんか？

ワクチン接種後も
しっかり感染対策を！



ワクチン接種はお住まいの市町村の医療機関や接種会場のほか、長野県が設置する会場でも予約を受け付けています

東信会場
佐久合同庁舎

南信会場
諏訪合同庁舎
エス・バード

中信会場
松本合同庁舎

北信会場
ホテルメトロポリタン長野
飯山庁舎

【お問い合わせ】長野県ワクチン接種会場運営事務局

TEL.026-480-0400

受付時間9:30～17:30(土日は16:30まで) ※祝日は休業

長野県 ワクチン



○県の接種会場で使用するワクチンは武田/モデルナ社製になります ○1回目接種日の4週間後の同じ時間に2回目接種が自動的に予約されます
○予約は専用の予約システムから受け付けています ●詳しくは各ホームページをご覧ください。

長野県公式ホームページ「長野県が設置するワクチン接種会場について」

信州防災アプリ 10.8リリース

信州
防災

私の
避難行動を
確認

※画像はイメージです。
実際のアプリと異なる場合がございます。

災害にそなえ、防災を学ぶ。
ふだんも、いざという時も、
役立つアプリ。

避難情報を
プッシュ表示

ダウンロードは
こちらから

App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう



河川の様子を
リアルタイムに
確認できます!

最寄りの避難先を
自動表示

ハザードマップで
危険な箇所を
チェック!

問い合わせ先

長野県危機管理部危機管理防災課

TEL 026-235-7184



売木村簡易水道の設備を更新しています

・浄水設備の更新

第二浄水場（岩倉地区）の設備の更新事業を株式会社マナテックが落札しました。（令和3年度 電源立地地域対策交付金事業）

売木村の水道水は、3種の薬剤（次亜塩素・PAC・苛性ソーダ）を注入して滅菌処理・濁りを抑えて浄水していますが、当初の浄水場が建設されてからそのための設備が更新出来ておらず、老朽化が進んでいます。今後3年間で、すべての薬注設備を更新する予定です。

・浄水用の計器の更新

今年度中に、濁度計・配水池水位計の更新も予定しています。（令和3年度生活基盤耐震化補助事業）

昨年度も第一浄水場（軒川地区）と第二浄水場で計器（原水流量計・投込式水位計）の更新をしており、村では、計画的に設備更新を進めています。

また、県としても人口減少社会に対応したより広域的・効率的な水道事業の模索をしています。

浄水場の維持管理でも多くの費用が掛かる簡易水道事業ですが、今後も皆様にきれいな水をお届けするため、ご理解とご協力をお願いします。



国道418号岩倉地区の 災害復旧工事が進んでいます

令和2年7月の大雨により崩れた国道418号の復旧工事が進んでいます。この崩落により、土砂が岩倉水源の取水堰堤周りになだれ込み、水道設備が破損しましたが、今年度中に復旧の見込みです。



大規模な土地取引には届出が必要です!!

村内で合わせて10,000㎡の土地を売買等する場合は、国土利用計画法に基づく「土地売買等届出書」の提出が必要です。期限までに届出をしないと法律で罰せられますのでご注意ください。

契約から届出期限まで2週間と期間が短いため、大規模な土地取引の予定がある場合は事前に総務課までご相談ください。

○届出期間

土地取引の契約をした日を含めて2週間以内

○届出する人

土地を取得した人（権利取得者・譲受人）

○提出先

売木村役場総務課

◆各種相談窓口のお知らせ◆

- ◆子育てに関すること ◆障がいに関わること ◆福祉に関すること
- ◆精神的な不調に関すること ◆介護に関すること ◆生活困窮・成年後見に関すること
- ◆子どものひきこもり・不登校に関すること など

保健福祉・介護全般に関する相談は、
 役場住民課（地域包括支援センター）で受け付けております。
 役場窓口または電話（0260-28-2311）にてご相談ください。



◆国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！◆

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されます。お手元
 に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

控除の対象となるのは、令和3年中（令和3年1月1日から令和3年12月31日）に納められた保険料の
 全額です（令和3年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象
 となります）。

送付スケジュールは次のとおりです。

	発送時期	対 象 者
①	令和3年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

詳細につきましては、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

◆道路情報広場Naganoについて◆

ウェブサイト「道路情報広場Nagano」では、県内の道路の通行規制、道路気象情報や道路状況（カメラ画像）を掲載しています。

冬季の通行止め情報や閲覧時の道路状況がリアルタイムで分かるカメラ映像など、県内の道路に関する情報を更新していますので、ぜひご覧ください。

URL：<https://www.pref.nagano.lg.jp/michikanri/infra/doro/joho/hiroba/index.html>



飯田下伊那地域に関する情報はこちら
 （飯田建設事務所）

URL：<https://www.pref.nagano.lg.jp/iidaken/doro/joho.html>



**飯田・下伊那地域の事業主さん
 共済会に加入しませんか!**

加入事業所募集中 ご加入は
事業所単位2名以上

**毎日を健康で楽しく働くための
 お手伝いをします!!**

**1,500事業所
 14,000人余に加入
 頂いています**

ひとり 入会金200円・月会費300円 (負担金 年1回300円)
 (事業主負担の場合、税法上、損金等として処理できます)

【主なサービス内容】

- 慶弔給付：結婚・小中学校入学祝金、見舞金等の給付
- 健康増進：インフルエンザ予防接種助成金等
- 自己啓発：資格取得試験受験料助成金等
- 余暇活用：推奨ツアー、スポーツ観戦等助成金
- その他：チケット・各種カード特別価格斡旋
 指定割引店舗・施設利用の優待特典

一般財団法人
飯田勤労者共済会

TEL.0265-52-6566
 FAX.0265-52-0155

〒995-0024 飯田市東栄町3108番地1
 飯田勤労者福祉センター1階
 ホームページ <https://iida-kyosai.zenpuku.or.jp/>
 E-mail: i-kinkyoo@mis.janis.or.jp

飯田勤労者共済会 **検索**

うるぎダイアリー



9月14日
小中学校運動会

綱引き競技の様子です。赤組も白組も全力で綱を引きました。



9月10日
保育所りんご狩り

南一地区の伊東勝さんが栽培する果樹園に行き、りんご狩りを体験しました。



10月15日
保育所芋ほり

村松克彦さんの畑で毎年恒例の芋ほりを行いました。克彦さん毎年ありがとうございます！



9月3日
老人クラブ
グラウンドゴルフ

老人クラブの皆さんが、毎週金曜日に集まり、ゲートボール場でグラウンドゴルフを楽しんでいます。

司法書士による無料電話相談

「年末困りごと電話相談会」

■日時 令和3年12月25日(土) 10:00~16:00

■電話番号 **0120-448-788** (当日のみの専用番号です)

※相談は無料、秘密は厳守します。

- 相談例
- ・借金で苦しんでいる
 - ・生活に困っていて年が越せない
 - ・労働問題で悩んでいる
 - ・養育費をもらっていない
 - ・離婚で悩んでいる
 - ・生活保護を受けたい
 - ・車上生活から脱したい
 - ・相続について
 - ・消費者トラブルで悩んでいる
 - ・新型コロナの影響で生活が苦しい etc.



■問い合わせ先 長野県司法書士会 TEL: 026-232-7492